



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

186	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
187	特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課).....	1
188	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施	(畜産課).....	1
189	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施	(").....	3
190	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	4

告 示

和歌山県告示第186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年3月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3021800010	ホームあゆみ	岩出市吉田47-1	共同生活援助	医療法人宮本会	岩出市吉田47-1	令和7.3.10

和歌山県告示第187号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
小ヶ畑池	日高郡みなべ町高野字小ヶ畑1171-2	令和7年3月18日
後谷池	日高郡みなべ町高野字猿谷垣内1220-1	令和7年3月18日
小池	日高郡みなべ町高野字小田370-1	令和7年3月18日

和歌山県告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生予防のため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (5) 腐蛆病の発生予防のため
- (6) アカバネ病の発生予察のため
- (7) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (8) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 腐蛆病検査 県内全域
- (6) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 腐蛆病検査 蜜蜂
- (6) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 腐蛆病検査 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (6) アカバネ病検査 原則として令和7年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) アイノウイルス感染症検査 原則として令和7年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) チュウザン病検査 原則として令和7年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 腐蛆病検査 臨床検査及び細菌検査
- (6) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査

- (7) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第189号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚熱の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽の発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚熱予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 紀南家畜保健衛生所の管轄区域で同所長が適切であると認めた区域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で同所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚熱予防注射 豚
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛ウイルス性下痢等予防液を筋肉内に注射する。

- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚熱予防注射 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液（無荚膜弱毒株^{きょう}）を皮下に注射する。

和歌山県告示第190号

令和7年和歌山県告示第78号（以下「告示第78号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年3月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
芳村琢也
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第78号のとおり